

5/6(木)から受付開始

住宅などの耐震化のための助成制度

■問い合わせ先＝建築指導課（☎ 321-1271）

市は、住宅などの耐震化を進めるため、7つの助成を行っています。制度によって、対象要件や提出書類、申請方法などが異なります。また、診断技術者が耐震を診断する木造住宅耐震診断技術者派遣事業※1も行っています。必ず事前にご相談ください。申請の受け付けは、5月6日(木)から12月17日(金)までです。



緊急耐震対策事業

制度の種類	助成の内容	上限額
制度1 木造住宅耐震診断	住宅※2の耐震診断にかかる費用の2分の1を助成※1	5万円
制度2 木造住宅補強設計	住宅※2の耐震化のための補強設計※3にかかる費用の2分の1を助成※1	10万円
制度3 木造住宅耐震改修	住宅※2の補強設計に基づく耐震改修工事にかかる費用（工事監理費を含む）の5分の4を助成※1	140万円
制度4 住宅の屋根の耐震改修	住宅※2の瓦屋根の全てを耐震化のため、葺き替える工事にかかる費用の2分の1を助成	100万円
制度5 塀の除去・改修	道路沿いに設けられた塀（高さ0.8m以上・延長5m以上）の除去工事と新たに塀を造る工事にかかる費用の2分の1を助成。除去工事は一律2万円※4	20～50万円※5
制度6 広告塔の改修	高さが4mを超える自家広告物のための広告塔を除去し新たに造る工事にかかる費用の2分の1を助成	50万円
制度7 住宅の擁壁の改修	住宅※2にかかる道路沿いの高さが2mを超える擁壁を除去し新たに造る工事にかかる費用の2分の1を助成	100万円

※1 昭和56年5月31日以前の住宅が対象 ※2 居住部分の床面積が2分の1以上の住宅（併用を含む） ※3 建築物の構造の強さを示す指標「上部構造評点」が1.0未満の建物を1.0以上にするための補強設計。数字が大きいほど地震に強く、1.0以上は「一応倒壊しない」とされる建物 ※4 道路面から0.6m以下の高さに一部除却する工事も対象 ※5 築造長さは除去前の塀の長さが上限。上限額は築造長さによって異なる

7/1(木)から受付開始

住宅の改修に最大20万円助成

■問い合わせ先＝建築住宅課（☎ 321-1266）

市は、市民が自宅の改修や修繕を行う場合に最大20万円を助成しています。対象となる工事は、市内の業者が施工する住宅の屋根や外壁・水回り・内装などの改修や修繕・模様替えなどで、20万円以上の費用がかかるものです。工事にかかる費用の3割を助成します（上限20万円。所得制限があります）。助成回数は、1世帯につき1回だけです。助成を受けるには、工事を発注する前に2回申請が必要です。1回目の申請受け付けは、7月1日(木)から8月31日(火)までです。対象要件や提出書類、申請方法など詳しくは、広報高崎6月1日号でお知らせする予定です。



住環境改善助成事業



外壁の塗り直しなどに

4/1(木)から受付開始

空き家の管理、解体、活用を支援

■問い合わせ先＝建築住宅課空き家対策専用電話（☎ 321-1314）
行政書士高崎事業協同組合空き家対策専用電話（☎ 080-8090-0222）

市は、総合的な空き家対策事業として、空き家を管理・解体・活用する場合の助成を行っています。今年度も引き続き実施し、市内の空き家問題の解決・改善に取り組んでいきます。
申請の受け付けは、4月1日(木)からです。各制度によって、対象になる空き家の要件や提出書類、申請方法などが異なります。必ず事前にご相談ください。予算額に達したときは、助成を終了します。



空き家緊急総合対策事業



飲食店や事務所などに生まれ変わった空き家

制度の種類	制度の概要	上限額
制度1 空き家管理助成金	建物の管理を委託した場合や敷地内の除草など、空き家を管理するためにかかった費用の2分の1を助成	20万円
制度2 空き家解体助成金	周囲に危険を及ぼす恐れのある老朽化した空き家の解体にかかった費用の5分の4を助成 制度2を利用して、空き家を解体したことで土地の固定資産税が増額になった人に、増額相当分の一部を奨励金として交付します（1年分だけ）。対象となる人には、9月頃に通知します	100万円
制度3 空き家解体跡地管理助成金	制度2を利用して、空き家を解体した敷地の除草などにかかった費用の2分の1を助成	20万円
制度4 地域サロン改修助成金	空き家を高齢者や子育て世代などが気軽に利用できるサロンとして改修する場合、改修費用の3分の2を助成	500万円
制度5 地域サロン家賃助成金	空き家をサロンとして借りの場合、家賃の5分の4を助成	月額5万円
制度6 空き家活用促進改修助成金	空き家を居住目的で購入して改修する場合、改修費用の2分の1を助成	倉瀬・榛名・吉井地域 500万円 上記以外の地域 250万円
制度7 定住促進空き家活用家賃助成金	居住するために、倉瀬・榛名・吉井地域に立地する空き家を借りの場合、家賃の2分の1を助成	月額2万円
制度8 空き家事務所・店舗改修助成金	空き家を改修し、事務所や店舗を新たに営業する場合、改修費用の2分の1を助成	500万円

注意 ●市では、市内の空き家の紹介は行っていません
●空き家を解体・改修することにより、固定資産税などが増額になる場合があります
●制度2・6・8は、使用されなくなってからおおむね10年以上経過した戸建ての空き家が対象です